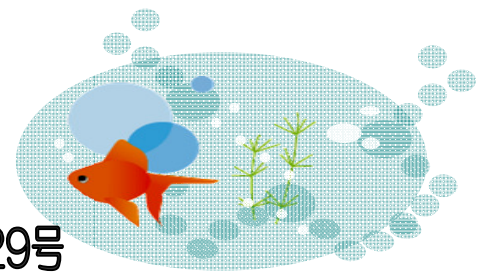




Advise

第129号

i-Mark C.P.T.A. Corporation
送信日 2016/6/18



個人財産の遺し方のひとつに生命保険があります。相続税がかかるかからないに関わらず、ご自身の財産をどのようにお子さんやお孫さんに遺してあげるかということを考えた時に、預貯金のまま遺す方法や不動産の形で遺してあげる方法の他に、生前に生命保険契約をしていただく方法がご意向に沿うケースがあります。今回は、個人財産を遺す方法としての生命保険契約の活用のメリットをご紹介します。

財産を生命保険に変えるメリット

- ☆ メリット① ☆ 財産の行き先を特定できる！
- ☆ メリット② ☆ 節税できる！
- ☆ メリット③ ☆ 納税資金の準備ができる！

メリット①：財産の行き先を特定できる！

相続が起きた場合に、被相続人（亡くなった方）の財産がどのように分けられるかは相続人全員の話し合いによって決まります。誰か特定の人に特定の財産を遺す方法として遺言を遺す方法がありますが、遺言をつくるとなると腰が引けるといふ方や、公正証書遺言を作成するとなると費用がかかるということであまり検討されていない方も少なくありません。生命保険は遺産分割の対象にはなりませんので、遺言によらなくても生命保険契約を活用すれば、面倒を見てくれている子供に多めに残したいとか、均等に分けたいといったご意向を相続に反映することができます。

また、相続の放棄を行った場合にも生命保険金の受取は可能であることや死亡保険金は差し押さえの対象とならないことから、財産よりも債務が多い方が利用されるといった例もあります。

契約方法

契約者	・・・	被相続人になられる方（Aさん）
被保険者	・・・	被相続人になられる方（Aさん）
保険金受取人	・・・	Aさんの相続人（Bさん）
保険金	・・・	AさんがBさんに受け取ってほしい金額





メリット②：節税ができる！

所得税と住民税の節税（生前）

こちらは御存知の方も多いと思いますが、生命保険契約のある方は、年末調整や確定申告の際に生命保険料控除の適用を受けることにより、所得税や住民税が軽減されます。平成24年1月1日以降の契約については、年間8万円以上の保険料の負担により、40,000円（住民税は28,000円）分所得から控除を受けることができます。

相続税の節税

相続により受け取る生命保険金は、相続税の課税対象になりますが、被相続人の死亡保険金を相続人が受け取った場合には、**500万円×法定相続人数分**の金額は**非課税**となります！

したがって、預貯金で遺されるよりも生命保険金として遺される方が相続税を軽減できるのです。

ただし、保険金受取人が『被相続人』となっていたりすると上記の非課税が使えなかったりするので、契約方法には注意が必要です。

メリット③：納税資金の準備ができる！

相続税の申告が必要な方は、亡くなった日から10カ月以内に申告と納税が必要になります。遺産分割が長引いたり、亡くなられた方の預貯金の名義変更に時間を要したりすることもあり、納税資金を自己資金でいったん負担しないといけないケースや、不動産や株式が多いため納税資金が多額に必要なケースもあります。

このようなケースでも生命保険契約であれば、他の相続人の同意や印鑑証明などの書類がなくても、保険金受取人だけで手続きすることができるため、保険金を受け取って納税資金に充てることができます。

自社株式や不動産などを相続する後継者の相続税負担を考えて生命保険のご契約を検討されるケースも多くあります。

上記のメリットを参考に、財産を遺す方法として生命保険契約をご検討されてみてはいかがでしょうか。ご興味のある方は、ぜひご相談ください！

